

報告第3号

市長の専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告します。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

専決第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和2年1月15日に佐野市並木町307番地2で発生した物損事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和2年2月7日

佐野市長 岡部正英

1 損害賠償額 13,750円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を雨水桝の蓋修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議、請求の申立てをしない。

3 相手方の住所及び氏名

[Redacted address and name information]

専決第1号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	物損事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和2年1月15日(水)午後3時00分頃 場所 佐野市 [REDACTED]
3 発生時の状況	台風第19号により発生した災害土砂の回収を行うため、土のうを積載したトラックを運転中、相手方敷地に設置されている雨水枡の蓋に乗り上げ、蓋が破損した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 稲村 秀夫
5 損害の内容 及び額	雨水枡の蓋修繕費 13,750円
6 和解日	令和2年2月7日
7 略図	<p>4</p>